

北海道において実施する農業農村整備事業等 補助事業に関する評価委員会設置要領

平成 15 年 1 月 25 日付け 14 農振第 2238 号

最終改正 令和 5 年 1 月 20 日付け 4 畜産第 2051 号

4 農振第 2329 号

第 1 目的

国の補助金の交付を受けて北海道において実施している農業農村整備事業等補助事業（以下「道営事業等」という。）に関して、農林水産省が事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を行うため、北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、道営事業等の効率性及び透明性の一層の向上に資することを目的とする。

第 2 評価委員会の業務

評価委員会は、道営事業等について、次に掲げる内容につき検討の上、取りまとめるものとする。

- （1）農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成 15 年 2 月 13 日付け 14 農振第 1906 号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。以下「事業評価実施要領」という。）第 4 の 1 に基づく再評価の実施に関すること。
- （2）事業評価実施要領第 4 の 2 に基づく事後評価の実施に関すること。

第 3 構成

- 1 評価委員会の構成員は次のとおりとする。

委員長	農村振興局整備部長
副委員長	大臣官房審議官（兼畜産局）
委員	畜産局 飼料課長
	農村振興局 総務課長
	農村振興局整備部 設計課長、土地改良企画課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長

- 2 委員長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

- 3 評価委員会に、道営事業等に関連する次に掲げる者により構成される補助事業評価幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

幹事長	農村振興局整備部	水資源課課長補佐
幹事	畜産局	飼料課課長補佐
	農村振興局	総務課課長補佐

農村振興局整備部

設計課課長補佐、土地改良企画課課長補佐、水
資源課課長補佐、農地資源課課長補佐、地域整
備課課長補佐、防災課課長補佐

- 4 幹事長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 5 幹事会は、評価委員会の開催前に評価内容の検討を行い、その結果を評価委員会に提出するものとする。
- 6 評価委員会及び幹事会は、再評価に係るものと事後評価に係るものとに分けて開催することができる。

第4 実施方法

再評価及び事後評価の実施方法等は、事業評価実施要領によるほか、本要領に定めるものとする。

第5 学識経験者等の意見の尊重

評価委員会及び幹事会の構成員は、学識経験者等の第三者の意見を尊重した上で、再評価及び事後評価の内容の検討を行うものとする。

第6 評価委員会の事務

評価委員会の事務は、再評価に関することにあつては農村振興局整備部水資源課、事後評価に関することにあつては農村振興局整備部土地改良企画課が、関係各課の協力を得て行うものとする。

第7 その他

本要領の内容等については、事業評価実施要領の評価手法の改善等の状況に応じ、適宜見直しを行うものとする。

附 則

- この要領は、平成15年2月25日から施行する。
- この要領は、平成16年2月20日から施行する。
- この要領は、平成18年2月22日から施行する。
- この要領は、平成20年10月15日から施行する。
- この要領は、平成27年12月10日から施行する。
- この要領は 令和5年1月20日から施行する。